

2017年度事業計画

1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応 (toto 助成事業)

- 2017年度の仲裁・調停等業務について
スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：仲裁 8 件、調停 4 件
手続費用支援（1 事案 1 当事者 30 万円（税別））：仲裁・調停 5 件
- 事前相談への対応について
相談対応者：仲裁・調停等専門員（弁護士） 2 名程度（交代勤務）
仲裁・調停等専門委託員 1 名程度
仲裁・調停補助職員 1,2 名程度（2 名の場合は交代勤務、予定）

2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催 (toto 助成事業)

スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するためシンポジウムを開催する。詳細は未定。基調講演、パネルディスカッション、通訳、ポスター、チラシ、プログラム、報告書など例年と同様を見込む。

3. 理解増進活動の展開 (スポーツ庁受託事業)

(1) 競技者・指導者等を対象とする活動

活動方法：競技者・指導者等に対して、研修会及び国体等でアウトリーチ活動を行う。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

- 研修会
研修会は、年間 14 回程度を行う予定。
当団体主催の研修会は、事業開始すぐに競技団体へ研修会の依頼を行い、研修会を希望する競技団体と打合せの上、スケジュールを含め詳細を決定する。
- アウトリーチ活動
アウトリーチ活動は、JADA アウトリーチ・プログラムに同行して行う。JADA のアウトリーチ・プログラム計画が固まり次第、順次 JADA と打合せを行い、詳細を詰めることにしたい。また、当団体の認知度を上げることが目的のため、2017 年度は基本的に開会式、2 競技程度の会場でアウトリーチ・プログラムを行うことを想定している。

【夏季大会】(JADA アウトリーチ・プログラム実施計画案)

2017 年 9 月 30 日～10 月 10 日 愛媛県（開会式、2 競技程度）

【冬季大会】

2018年1月28日～2月1日 山梨県（スケート、アイスホッケー競技）

2018年2月25日～28日 新潟県（スキー競技）

【障がい者スポーツ】（日本障がい者スポーツ協会と協議の上決定）

（2）競技団体等を対象とする活動

活動方法：競技団体等に対して、説明会を開催する。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

- 説明会及びJADAの連絡会議は、年間6回程度を行う予定。

当団体主催の説明会は、事業開始後直ちに競技団体へ研修会の依頼を行い、研修会を希望する競技団体と打合せの上、スケジュールを含め詳細を決定する。

（3）仲裁人等を対象とする活動

活動方法：仲裁人等候補者に対して、研修会を行う。また、併せてドーピング仲裁についての研修を行う。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

- 研究会は、年間3回程度を行う予定。その内2回は関東、1回は関西で行う。

また、併せてドーピング仲裁研修会も開催し、仲裁人候補者のドーピング仲裁に関する専門性を高める。

4. 海外派遣研修事業等の実施（スポーツ庁受託事業）

活動方法：公募にて海外派遣研修を行う派遣候補者を募集し、選考を行う。派遣先は、スポーツ仲裁またはスポーツ法等の研修ができる海外の機関を派遣予定者の独自のアプローチで決定をする。詳細は未定だが概要次の通り。

- 派遣人数：1名程度
- 派遣者：弁護士又は研究者として一定の要件を満たす者
- 派遣期間：2017年9月～2018年2月（予定）
- 研修内容：国外に所在するスポーツ仲裁機関、スポーツ法・スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学、又はスポーツ法を中心に扱う法律事務所等にて、実務研修及び調査研究を行う。海外派遣前（2017年6月～8月）の1ヶ月間は、海外派遣のための準備・報告及び当機構の研修のために、理解増進事業専門員として従事する。

5. 調査研究事業の実施（ミズノスポーツ振興財団助成事業）

2020年オリンピック・パラリンピック開催国となった日本では今後スポーツ紛争の増加と日本スポーツ仲裁機構への申立事案の増加も予想されており、取り組みの一層の強化が求められているので、そのために必要な所要の調査研究を行う。

以上